

小牧市成年後見制度利用促進計画



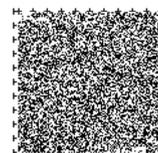
キミと一緒に、育っていききたい。
Komaki

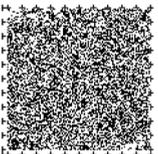
令和4年3月

小 牧 市



視覚に障がいのある方もご利用いただけるように「音声コード」を付けました。専用アプリのuni-voiceで読み取ると音声で内容を読み上げます。





小牧市成年後見制度利用促進計画の策定にあたり

高齢化が進む中で、本市においても、認知症、ひとり暮らし高齢者の増加や、知的障がい、精神障がいのある方の親亡き後の生活に不安を抱える方の増加が考えられます。このような判断能力に不安のある方の意思を尊重し、自立と尊厳を守り、認知症になっても障がいがあっても住み慣れた地域で自立した安心、安全な生活が続けられるようにするために、社会全体で支え合う地域共生社会の実現が求められています。



こうした中、本市では、成年後見制度の利用促進を図るべく、岩倉市、大口町及び扶桑町と共同で、平成30年に「尾張北部権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度の相談や利用支援、普及啓発に取り組んでまいりました。同センターは、4市町において共同設置した権利擁護に関する中核機関であることから、これらの取り組みを更に進めていくために、この区域における成年後見制度の利用促進にかかる共通の基本理念や基本施策をとりまとめました。

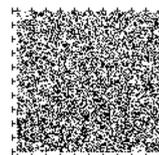
本市では、これを小牧市成年後見制度利用促進計画と位置づけ、本計画の基本理念として「認知症になっても障がいがあっても安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり」を掲げ、計画を推進してまいります。

計画の実現には、行政はもとよりご家族や多くの関係者のご協力が必要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後にこの計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」の委員の皆様はじめ、ご協力をいただいた関係機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

小牧市長 山下 史守朗

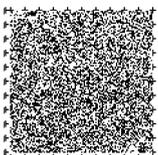


もくじ

はじめに.....	1
第1章 成年後見をとりまく現状と課題の整理.....	6
第1節 高齢者・障がい者の動向.....	6
第2節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題.....	11
第2章 国の基本計画に照らした課題.....	26
第1節 第一期計画における地域連携ネットワークの取組.....	26
第2節 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進.....	29
第3節 当区域における地域連携ネットワークづくりの現状.....	34
第3章 権利擁護支援による地域共生社会実現の取組.....	44
第1節 本計画で掲げるめざす姿.....	44
第2節 基本施策.....	48
基本施策1.....	48
基本施策2.....	49
基本施策3.....	51
基本施策4.....	53
第4章 計画の推進体制.....	54
第1節 育てていく計画.....	54
第2節 実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画.....	54
第3節 進捗確認・推進の方法.....	54
参考資料	

※1 脚注等で引用しているURLは、2022（令和4）年3月1日現在で参照したものです。その後、変更されている場合があります。

※2 音声コードは、特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会のUni-Voiceを使用しています。利用にあたっては、スマートフォンのアプリ「Uni-Voice」または視覚障がい者用アプリ「Uni-Voice Blind」が必要です。 <http://www.javis.jp/>



はじめに

1 計画策定の趣旨

本計画は、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下、「尾張北部区域」または「当区域」といいます。¹⁾）において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」といいます。）の趣旨に則り、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものです。

2 計画の位置づけ

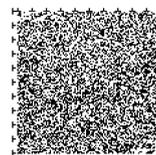
（1）法令上の根拠

成年後見制度利用促進法第14条には、次のように規定されており、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画を勘案して」、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。同法第12条の規定による国の成年後見制度利用促進基本計画については、2021（令和3）年度までを計画期間とする計画（以下、「第一期計画」といいます。）のあと、2026（令和8）年度までを計画期間とする計画（以下、「第二期計画」といいます。）が策定されています。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

¹ 愛知県の定める老人福祉圏域及び障害保健福祉圏域にあつては、「尾張北部圏域」は小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の4市町のほかに、春日井市、犬山市、江南市の合わせて7市町をもって構成していますが、ここでは、本計画の対象となる区域を構成する4市町をもって、「尾張北部区域」または「当区域」と呼ぶことにします。



(2) 広域計画としての性格

尾張北部区域においては、2018（平成30）年4月から尾張北部権利擁護支援センターを共同設置し²、2019（平成31）年4月には同センターを国の第一期計画において、市町村に設置することが求められている中核機関と位置づけることとしました。

このように、尾張北部区域における成年後見制度の利用促進については、4市町が協力、連携して取り組んでいるため、国の求める市町の区域における利用促進計画について広域で協議することとしました。

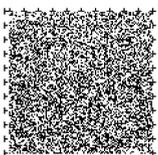
(3) 権利擁護支援の取組としての計画策定

本計画は、成年後見制度の利用促進にかかる計画ですが、国は、第一期計画において掲げる「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する」という目標を念頭に、本計画においても、成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援の取組にまで検討の範囲を広げています。

(4) 他の市町福祉計画との関係

成年後見制度は、認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を主な対象とする制度であり、また、これらの人が地域における互助、共助によって支えられ暮らしていくことから、老人福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画及び地域福祉計画など他の福祉計画との連動が求められます。これらの計画については、各市町においては、次表に掲げる時期に策定されています。

²4市町は、協定により4月から尾張北部権利擁護支援センター設置事業を始めました。住民向けサービスについては、7月から開始しています。



表はじめに－ 1 市町の福祉計画等

2019年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
令元年	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10
地域福祉計画（それぞれの時期期間で策定）									
小牧市 現行2017（平29）～2023（令5）					次期2024（令6）～2029（令11）				
岩倉市 現行2018（平30）～2022（令4）					次期2023（令5）～2027（令9）				
大口町 扶桑町 未策定									
2018～第7期		第8期老人福祉計画・ 介護保険事業計画			第9期老人福祉計画・ 介護保険事業計画			第10期	
2018～第5期		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期	
—		当区域成年後見制度利用促進計画					第2期		
2017～第一期基本計画		第二期成年後見制度利用促進基本計画(国)					第三期		

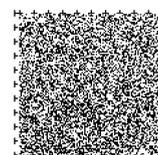
※ 最下段は、国の計画ですが、これを踏まえて市町村計画を作成することとされているため、表に加えています。

（５）本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、持続可能なよりよい世界を目指す国際目標です。

2030（令和12）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。



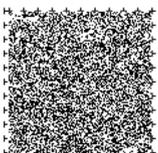


図はじめに－1 SDGsを構成する17の目標

本計画においては、SDGsを構成する17の目標のうち、主に、「目標3：すべての人に健康と福祉を」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標11：住み続けられるまちづくりを」、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」の4つの目標達成につながるものとして、この計画を取りまとめました。



図はじめに－2 本計画で取り上げる主な目標



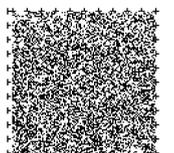
3 計画策定体制

2020（令和2）年度から小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下、「利用促進計画策定委員会」といいます。）を組織し、計画策定に向けた協議を行ってきました。（巻末参考資料1、参考資料2）

4 計画の対象期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の国の第二期計画は、2022（令和4）年度から5年間の計画期間として策定されています。

本計画についても、対象期間を2022（令和4）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの5年間とします。



第1章 成年後見をとりまく現状と課題の整理

第1節 高齢者・障がい者の動向

第1項 高齢者の状況

尾張北部区域の人口は、約 259 千人です。当区域の高齢化率（人口に占める65歳以上の者の割合）の平均は、25.0%であり、愛知県の高齢化率は、25.1%です³ので、ほぼ同程度です。市町別にみると、高齢化率は、扶桑町 26.2%、岩倉市 25.5%、小牧市 24.9%、大口町 22.9%の順で高く、比較的差があるといえます。後期高齢者の割合についても同様の傾向となっています。

高齢者（65歳以上の者）の認知症の有病率は、2020（令和2）年で17.2%と見込まれています⁴ので、単純に高齢化率とかけ合わせると、4.3%となり、認知症のある人はおよそ23人に1人の割合となります。今後、認知症有病率、高齢化率も上昇が見込まれていますので、さらに認知症の人は増加していくと考えられます。

表1-1 4市町の人口及び高齢者の状況（2021（令和3）年4月現在）

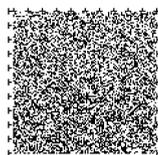
項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
人口(人)	151,920	47,922	24,310	34,920	259,072
高齢者人口(人)	37,807	12,204	5,578	9,147	64,736
高齢化率(%)	24.9	25.5	22.9	26.2	25.0
後期高齢者人口(人)	18,816	6,248	2,883	4,934	32,881
後期高齢者率(%)	12.4	13.0	11.9	14.1	12.7
認知症推計有病者数(人)	6,503	2,099	959	1,573	11,134

（表注）認知症推計有病者数は、厚生労働省の資料⁵に基づき令和2年度認知症推計有病率を17.2%として高齢者人口に乗じた数値。出所：各市町。

³ 愛知県の人口 愛知県人口動向調査結果 月報（2021（令和3）年4月1日）から算出。

⁴ 厚生労働省 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/chiiki_houkatsu/000113922.pdf

⁵ 社会保障審議会介護保険部会（第78回）2019（令和元）年6月20日開催、参考資料2-1（厚生労働省老健局作成） https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/chiiki_houkatsu/000113922.pdf



高齢者世帯の状況から、各市町の特徴が見えてきます（表1-2）。2015（平成27）年の国勢調査の結果によれば、高齢者のいる世帯の割合は、高齢化率の高さとおおむね連動しています。扶桑町は高齢化率の高さも反映して高齢者のいる世帯は44.0%と4割を超えており、次いで岩倉市37.2%、小牧市36.5%、大口町33.1%となっています。

高齢者のいる世帯に占める高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の割合は、岩倉市が最も高く59.3%、ついで小牧市52.8%、扶桑町50.9%、大口町44.7%となっています。

小牧市は、全体としては平均的な数値ですが、エリアが広いため市内の地域毎にみれば地域性があると考えられます⁶。

岩倉市は、高齢者ひとり暮らし世帯の割合が27.5%と高く、高齢者夫婦のみ世帯と合わせるとその割合は、59.3%となっています。

大口町は、概して比較的若い人の多いまちと考えられ、高齢者ひとり暮らし、夫婦のみ世帯の割合は比較的高くありません。

扶桑町は、高齢者が比較的多く高齢者のいる世帯も多くなっていますが、高齢者ひとり暮らし、夫婦のみ世帯の割合は50.9%であり、同居世帯が比較的多いと考えられます。

高齢者ひとり暮らしは、今後も増加する傾向にあると考えられます⁷。身近に身寄りがいないひとり暮らしの人や夫婦のみ世帯の人が認知症になった場合などは、成年後見制度の利用が必要となることが多いため、今後、さらに成年後見制度のニーズは増えてくると考えられます。

⁶ 第8次小牧市高齢者保健福祉計画P.16-27参照

⁷ 令和3年度版高齢社会白書P.10参照

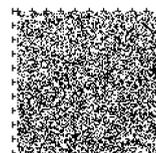


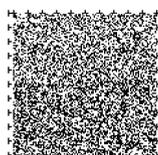
表1-2 4市町の世帯及び高齢者世帯の状況（平成27年国勢調査）

項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
世帯（世帯） A	59,332	20,374	9,761	12,669	102,136
高齢者のいる世帯（世帯） B	21,671	7,580	3,234	5,570	38,055
全世帯のうち高齢者のいる世帯の割合（%） B÷A	36.5	37.2	33.1	44.0	37.3
高齢者ひとり暮らし世帯（世帯） C	4,293	2,081	550	1,019	7,943
高齢者のいる世帯のうち高齢者ひとり暮らし世帯の割合（%） C÷B=①	19.8	27.5	17.0	18.3	20.9
高齢者夫婦のみ世帯（世帯） D	7,143	2,412	897	1,816	12,268
高齢者のいる世帯のうち高齢者夫婦のみ世帯の割合（%） D÷B=②	33.0	31.8	27.7	32.6	32.2
①+②	52.8	59.3	44.7	50.9	53.1

（表注）高齢者夫婦のみ世帯とは、夫が65歳以上で妻が60歳以上の一組の夫婦のいる世帯をいいます。

第2項 障がい者の状況

障がい者については、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な



制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

一定の障がいの程度にあることを認定するものとして、申請に基づき、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がい）、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。これらの手帳の交付数は、表1-3のとおりです。これらの数字から、人口に対する障がい者の割合は、4.6%程度であり、おおむね20人に1人の割合となります⁸。

成年後見制度の対象となるのは、精神の障がいにより判断能力が十分でない人です。障がい者のうち、主に知的障がい者、精神障がい者が対象となりますが、身体障がい者が重複している人もいますので、権利擁護支援にあたっては配慮が必要です。

障がい者の増減は単純には推計できませんが、障がい者の高齢化も進んでいるため、いわゆる「親なき後」の課題に加えて、親が高齢のため認知症になる場合や入院により支援が困難になる場合が増えてきており、この点において成年後見制度のニーズは高まると考えられます。

また、今日、障がい者の地域生活が重視されています。地域生活の場合には金銭授受や契約行為の機会等が施設入所の場合に比べて多いことから、成年後見制度利用ニーズが高まることが想定されます。

⁸ 障がいがあることを認定するものとして障がい者手帳があり、多くの障がい福祉サービスが手帳を所持していることを受給要件にしていますが、手帳制度の開始時期（たとえば、療育手帳の制度化については昭和48年であり高齢者は取得機会がなかったことも考えられます。）や申請により取得するものであることから手帳所持者が障害者基本法で定義されている障がい者のすべてを表すものでないことは留意が必要です。

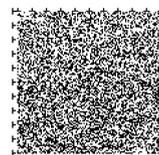
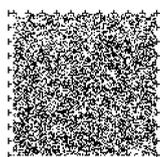


表1-3 4市町の障がい者の状況（2021（令和3）年4月現在）

項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
人口(人)	151,920	47,922	24,310	34,920	259,072
身体障がい者(人)	4,430	1,453	659	1,084	7,626
知的障がい者(人)	1,249	342	160	334	2,085
精神障がい者(人)	1,380	436	199	224	2,239
合計(人)	7,059	2,231	1,018	1,642	11,950
人口に対する割合 (%)	4.6	4.7	4.2	4.7	4.6

出所：各市町。障がい者の数は、それぞれの障がい種別にかかる障がい者手帳の所持者数。



第2節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

第1項 国の成年後見制度利用促進基本計画と中間検証

1 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づいて、2017（平成29）年2月に国の第一期計画が策定されました。

この計画では、「今後の施策の基本的な考え方」として、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の3点が挙げられています。

「今後の施策の目標」については、①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める、②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る、③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する、④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す、の4点が挙げられています。

さらに、国の第一期計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討するとされ、2019（令和元）年5月には、2021（令和3）年度末の目標数値を掲げるKPI（Key Performance Indicator 重要業績評価指数）が設定されました。

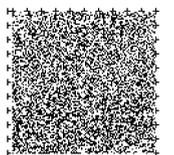
2 中間検証報告書の内容

2019（令和元）年度は国の第一期計画の中間年度であり、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、その結果、中間検証報告書がとりまとめられました⁹。

中間検証報告書の内容をふまえ、国は、地方自治体に次の4つの項目の実施を求めています¹⁰。

⁹ <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000755960.pdf>

¹⁰ 令和2年3月27日付各都道府県知事あて厚生労働省厚生労働省社会・援護局長、保健福祉部長、老



- ①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定
- ②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進
- ③市区町村長申立の適切な実施
- ④成年後見制度利用支援事業の推進

第2項 当区域における現状と課題

1 尾張北部権利擁護支援センター設置の経緯

尾張北部権利擁護支援センター設立のきっかけは、小牧市の協働提案事業化制度に対して、2013（平成25）年度に小牧市内の障がい支援団体から市との協働事業として「小牧市権利擁護支援のあり方に関する検討事業」をテーマに応募があり、2014（平成26）年度事業として採択・実施されたことでありました。その成果としてとりまとめられた報告書¹¹の内容に沿って、小牧市から尾張北部圏域の市町に共同設置の働きかけがあり、これに応じた岩倉市、大口町、扶桑町の3市町が参加しました。2年間の検討期間を経て、2018（平成30）年4月尾張北部権利擁護支援センターを共同で設置しました。

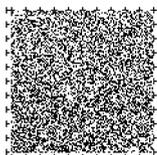
尾張北部権利擁護支援センターのモデルは、2011（平成23）年10月に、尾張東部の6市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）が共同設置した尾張東部成年後見センター（現、尾張東部権利擁護支援センター）です。このモデルは、行政主導による広域・NPO新設型として、厚生労働省の資料においても、先行事例のモデルのひとつとして取り上げられています¹²。

尾張北部権利擁護支援センターは、その設立の経緯及びNPO法人であることから市民（住民）との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり、一定の行政

健局長通知「『成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書』を踏まえた体制整備の推進について」（社援発0327第3号、障発0327第2号、老発0327第5号）

¹¹ 「小牧市権利擁護支援のあり方に関する報告書」（平成27年3月）は、小牧市の市民団体であるここばりこまきのサイトに掲載されています。http://kokobari-komaki.net/wp4/?page_id=27

¹² 「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」など。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html



規模¹³をもつことに大きな特徴があり、当地域における権利擁護支援のあり方を検討する際には、この特徴を生かす方向で検討することが望ましいと考えられます。

2 当区域における成年後見制度の利用実績

当区域における成年後見制度の利用状況は、表1-4のとおりです。制度利用の対象者となると考えられる認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の合計の1%から2%の利用にとどまっていると言えます。

しかしながら、認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の全てが、制度利用の必要な人とは限りません。もうひとつの制度利用対象者数の目安として、「少なくとも人口の1%以上」と言われることがあります¹⁴。この「人口の1%」と比較しても、利用者の割合は、当区域内では全体として1割程度の利用にとどまっており、さらに利用促進が求められます。

また、成年後見制度では、精神の障がいにより判断能力が低下している状態により重い方から「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型に分けられ、この類型により成年後見人、保佐人、補助人という法定の支援者が選任されます。類型が分かれているのは、類型毎に支援者の権限の範囲（本人からみれば権利制限の範囲）が異なるからです。成年後見制度の類型別の利用者数は、表1-5のとおりです。約8割が後見類型ですが、より制限的でない保佐、補助類型の活用が望まれます。

¹³ 4市町を合わせた人口は、約26万人です（2021（令和3）年4月現在）。『自治体戦略2040構想研究会第2次報告』（総務省、2018）では、「圏域単位での行政のスタンダード化」を提唱しています。人口減少化社会にあつて広域行政による事業の共同実施を適切に進めることが求められています。

¹⁴ 「国際的スタンダードでは最少でも総人口の1%が潜在的利用者」（新井誠「成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望」障害法第1号,2017,P.52）

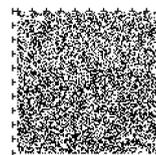


表 1 - 4 成年後見制度利用者数（2020（令和2）年12月末日）

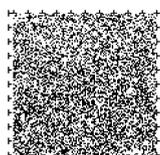
項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
成年後見制度利用者数 a	124	60	27	43	254
・認知症推定有病者数 b	6,502	2,099	959	1,573	11,133
・知的障がい者数 c	1,249	342	160	334	2,085
・精神障がい者数 d	1,380	436	199	224	2,239
対象者計 e=b+c+d	9,131	2,877	1,318	2,131	15,457
利用者数a÷対象者計e(%)	1.4	2.1	2.0	2.0	1.6
人口 f	151,920	47,922	24,310	34,920	259,072
人口の1% g=f×0.01	1,519	479	243	349	2,590
利用者数a÷人口の1%f(%)	8.2	12.5	11.1	12.3	9.8

出所：成年後見制度利用者数は、名古屋家庭裁判所資料。その他の数字は、表 1 - 1、表 1 - 3 から再掲。

表 1 - 5 成年後見制度類型別利用者数（2020（令和2）年12月末日）

類型内訳	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計	割合(%)
成年後見	109	47	21	30	207	81.5
保佐	10	11	3	4	28	11.0
補助	3	2	3	8	16	6.3
任意後見	2	0	0	1	3	1.2
合計	124	60	27	43	254	100.0
類型内訳	愛知県	割合(%)	全国	割合(%)		
成年後見	7,297	76.4	174,680	75.2		
保佐	1,570	16.4	42,569	18.3		
補助	550	5.8	12,383	5.3		
任意後見	129	1.4	2,655	1.1		
合計	9,546	100.0	232,287	100.0		

出所：4市町及び愛知県については、名古屋家庭裁判所。全国については、最高裁判所。



3 アンケート調査から見た課題

利用促進計画策定委員会において、2020（令和2）年度に、「小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査」を行い、調査報告書をまとめました（巻末参考資料3）。

アンケートの対象は、①市民（住民）、②支援者（相談業務に携わる福祉職）、③後見事務を受任する者（弁護士、司法書士、社会福祉士）です。

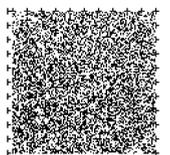
（1）市民（住民）を対象としたアンケートからわかること

- ・成年後見制度を知っている人、利用している人は、高齢者、障がい者とも、5割前後であり、さらに制度の普及啓発が必要です。
- ・成年後見制度利用意向については、制度そのものを知らない人が多く、6割前後の人がわからないとしています。利用意向を明らかにした人のうち、半分以上の人が利用したくないとしています。
- ・高齢者、障がい者とも後見人として親族を希望される人が多いですが、障がい者の場合は、専門職への希望が比較的多くなっています。
- ・尾張北部権利擁護支援センターの認知度は、3～7%であり、設立間もない時点での調査であることから認知度はまだまだ低い状況です。

（2）支援者（相談業務に携わる福祉職）を対象としたアンケートからわかること

- ・支援者において、制度の概要は説明できますが、制度の手続き、費用、助成事業、メリット、デメリットなどの詳細の説明ができる支援者は、1割から2割程度であることから、専門の相談機関（権利擁護支援センター）が必要となっています。
- ・成年後見制度について、相談機関である事業所のうち「一次相談機関と考えているが、知識が不足している」とする事業所が半数あり、「一次相談機関である」と認識されていない事業所が2割あります。
- ・区域内の相談機関、施設等では、尾張北部権利擁護支援センターの認知度は約8割ですが、支援者間での認知度は10割になるよう更に周知が必要です。

（3）後見事務受任者を対象としたアンケートからわかること



- ・受任件数について、約3割強が現状維持とする一方で、4割以上の専門職がさらに積極的に取り組みたいとしていることから、マッチング次第で、受任候補者を拡充することが可能であると考えられます。
- ・後見受任が困難な理由について、①報酬が見込めないこと、②身上監護上の課題が大きいことや③在宅の人の場合負担が大きいこと、が上位となっています。その他に記された内容からは、法律職では身上監護上、福祉職では財産管理上の課題にひとりで対応しきれないことが多いことや、社会福祉士については本業との関係で対応が困難な場合があることがうかがえます。
- ・後見業務の困難性については、約4割の専門職が「業務の範囲を超えた役割の期待への対応ができない」としています。支援者側が、後見人の役割を十分に理解していないことも考えられるため、研修等によりさらに後見人の役割について理解を深めていただく必要があります。
- ・約3割の専門職が「専門分野外の課題への対応」を挙げており、専門外の課題について相談や支援ができることが今後求められます。
- ・2割強の専門職が、「本人の意思の確認が難しい」と感じています。意思決定支援についての支援が必要と思われれます。

4 尾張北部権利擁護支援センターの相談実績から見た課題

本計画策定にあたり、尾張北部権利擁護支援センターの3年間の相談実績から相談のきっかけとなった要因等を「尾張北部権利擁護支援センターにおける相談内容のとりまとめ」としてまとめました（巻末参考資料4）。

一般に、成年後見制度の利用対象者は、認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人と言われます。しかし、相談実績からは、単に、認知症、知的障がい、精神障がいという属性だけではなく、さらに配慮が必要な属性を重ねてもっている場合がほとんどです（表1-6）。

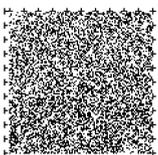


表1-6 権利擁護にかかる相談者が複合的にもっている要因

- | |
|-------------------------------|
| (1) ひとり暮らし、身近に身寄りがない場合 |
| (2) 生活困窮している場合 |
| (3) 虐待を受けている場合 |
| (4) 第三者から経済的搾取を受けている場合 |
| (5) 病院に緊急搬送された場合 |
| (6) 住居が見つからない場合 |
| (7) 未成年である場合 |
| (8) 外国人である場合 |
| (9) 視覚障がい、聴覚障がいなどの障がい重複している場合 |
| (10) 家族にそれぞれ上記のような属性がある場合 |
| (11) その他 |

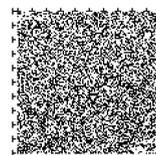
それぞれの場合について、以下に若干の説明を加えます。

実際には多様な組み合わせがあり、個別のケースに応じて、それぞれの担当者に関わることになります。留意しなければならないのは、単独の担当者、単独の組織で対応できることは少ないということであり、成年後見人等がいなければ法律的な課題が解決しないこともありますが、成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多くあります。

(1) ひとり暮らし、身近に身寄りがない場合

ひとり暮らしでかつ高齢者の場合、賃貸住宅の入居時に高齢を理由に断られたり、入居や施設入所の際に身元保証人を求められることが多くあります。身近に身寄りがない、身寄りがあっても遠方に住んでいる、高齢のため保証人を拒否するなど、頼りにできないことも少なくありません¹⁵。身元保証人がいないことをもって、入院、入所を拒否することは医師法、介護保険法に違反することになり、国も注意喚起をしていますが、地域ではなお課題となっているところ です。このため、全国的な取組とし

¹⁵ そのため、いわゆる身元保証会社を利用することがあります。しかしながら身元保証会社は、指導監督を行う行政機関が必ずしも明確ではなく、当該事業に関する規定を定めた法令も存在していないため、必ずしも適切な事業運営がなされているとは限らないことがあるので、利用には十分な注意が必要です。



では、社会福祉協議会などで新しいサービスを作り出しているところもあります¹⁶。

また、ひとり暮らしであるため、食生活や住環境が健康な状態でないまま、発見されることなく、取り返しがつかない状態まで心身が悪化することがあります。

成年後見人がついただけでは、これらの状況は改善されないことから、地域の民生委員や地域包括支援センター、近所のネットワークによる見守り等を含めた支援の検討が必要となってきます。

(2) 生活困窮している場合

働くことができず年金だけが頼りとなっている単身の高齢者、障がい者で生活が困窮している場合があります。また、認知症の親の年金だけで未婚の無職の子との二人の生活が成り立っているケースで、子が親の年金を自身のためにつかうことで認知症の親が十分な福祉サービスを受けられないという場合は、よくある例であり、経済的虐待、ネグレクトの評価を受ける場合も見受けられます。

(3) 虐待を受けている場合

高齢者虐待については、国において毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が報告されています。

2020（令和2）年度の報告¹⁷から養護者による高齢者虐待の状況を概観すると、被虐待高齢者は女性が8割近くであり、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は約7割でした。家族形態は、未婚の子との同居が4割弱、加害者の4割が息子です。

尾張北部権利擁護支援センターの相談実績においても、たとえば、未婚の子による高齢の認知症のある親に対する身体的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等が見られます。このような場合の対応として、老人福祉法に規定されている措置による分離を行うことがあります。分離を行うと、認知症の親については成年後見制度の利用が必要となります。また、経済的虐待の実態を把握するためにも、成年後見制度の利用が有効な場合が多くあります。

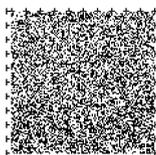
(4) 第三者から経済的搾取を受けている場合

¹⁶ たとえば、高知市社会福祉協議会では、「これから安心サポート事業」を実施しています。

<https://kochi-csw.or.jp/anxiety/a3/>

¹⁷ 厚生労働省 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）P.15-18

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871877.pdf>



認知症や知的障がいがある場合には、第三者からの経済的搾取を受けている本人に被害意識がないこともあるため、支援している周囲の人の気づきがないとわからない場合もあります。財産を守るためには、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や取消権のある成年後見制度の活用も検討されます。

(5) 病院に緊急搬送された場合

脳血管性の病気が突然発症し、病院に緊急搬送され、本人の判断能力が低下しており身寄りを探してもいないというような状況のときに、生活保護の適用や成年後見制度の利用が検討課題となります。

リハビリを行っても在宅生活が困難になる場合も多く、本人の希望を確認するなかで、施設入所の手続きを誰がするか、それまで住んでいたアパートや家財を誰がどうするか等々の実務的な課題も発生します。

(6) 住居が見つからない場合

住宅確保要配慮者¹⁸であって、住居の老朽化により住居そのものが取り壊されるため立ち退きを迫られたり、借金により住まいを失う場合など、身寄りがない人については、緊急連絡先になってもらえる人もなく住居を見つけることが非常に困難であるケースが見られます。

(7) 未成年である場合

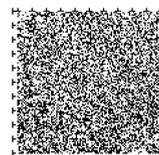
親権者がいない子が施設から出る場合などに、未成年後見制度あるいは成年後見制度の利用が課題になります。また、児童虐待の場合にも、制度利用を検討するケースがあります。

(8) 外国人である場合

4市町のうち、小牧市と岩倉市においては愛知県の中でも外国人の割合が相対的に多い地域です¹⁹。たとえば、小牧市では、外国人数は約10,181人であり総人口の約15人に1人は外国人となっています。

¹⁸ 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいいます。「新たな住宅セーフティネット制度」が2017（平成29）年から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）により推進されています。

¹⁹ 愛知県の統計資料によると、2020（令和2）年度末の総人口に占める外国人の割合は、小牧市6.88%（県内5位）、岩倉市5.79%（同7位）、大口町2.70%（同32位）、扶桑町1.58%（同51位）となっています。 <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/387670.pdf>



外国人についても、成年後見制度の利用は可能です²⁰。成年後見制度の利用に当たっては、本人の意思決定支援が重視されますが、コミュニケーションの課題、文化の違いなどから配慮が必要であるとともに、支援の対象から漏れないよう留意しなければなりません。

(9) 視覚障がい、聴覚障がいなどの障がい重複している場合

視覚障がい、聴覚障がいなどの障がい重複している人には、コミュニケーションの課題があります。成年後見制度は、当事者本人の理解の上に利用するのが原則ですが、制度自体が難しいことから、より丁寧な説明が求められます。

(10) 家族にそれぞれ上記のような属性がある場合

当事者だけでなく、家族も上記のような属性を持っている場合も少なくありません。たとえば、高齢者福祉の担当者と障がい福祉の担当者と困窮者支援の担当者がひとつの家庭にアプローチすることも多くあります。

繰り返しになりますが、成年後見制度を利用しただけで解決するという事は少なく、それまでの福祉関係者との支援の継続、チームでの支援が必要となる場合が少なくありません。

第3項 市町における地域のネットワークの現状

市町における地域のネットワークの現状について、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援、地域の見守りの5つに分けて整理しました。なお、尾張北部権利擁護支援センターが関わっているネットワークについては、下線を付しましたが、3市町4件であり、尾張北部権利擁護支援センターの関わりが少ないといえます。

1 高齢者福祉におけるネットワーク

高齢者福祉に関するネットワークは、それぞれの市町でもっとも充実している分野です。なお、福祉有償運送運営協議会等、高齢者だけでなく障がい者等も対象となる場合も担当課に応じて分類されています(表1-7)。また、在宅医療・介護連携ネットワークについては、「6 その他のネットワーク」で詳しく触れています。

²⁰ 法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第35条の規定に該当する場合。

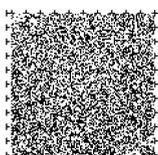
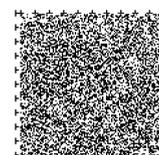


表 1-7 高齢者福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	福祉有償運送運営協議会 地域包括支援センター運営協議会 在宅医療・介護連携推進協議会 認知症初期集中支援チーム検討委員会 高齢者保健福祉計画推進委員会 <u>高齢者虐待防止ネットワーク会議</u> 介護保険サービス事業者連絡会	地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進課 介護保険課（社協委託）
岩倉市	高齢者保健福祉計画等推進委員会 高齢者虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対応コア会議 <u>認知症地域支援推進ネットワーク会議</u> 在宅医療・介護連携推進ネットワーク 認知症初期集中支援チーム員会議 福祉有償運送運営協議会 生活支援推進ネットワーク会議	長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課 長寿介護課
大口町	<u>高齢者サービス調整会議</u> 尾北医師管内在宅医療・介護連携推進事業運営協議会 認知症初期集中支援チーム員会議 地域包括支援ケアシステム推進協議会 介護支援専門員連絡会 通所系サービス事業所連絡会 訪問系サービス事業所連絡会	健康生きがい課 健康生きがい課（尾北医師会委託） 健康生きがい課（大口町地域包括支援センター委託） 健康生きがい課 健康生きがい課（大口町地域包括支援センター委託） 健康生きがい課 健康生きがい課



扶桑町	認知症初期集中支援チーム会議	介護健康課
	高齢者保健福祉総合計画推進委員会	介護健康課
	扶桑福祉有償運送運営協議会	介護健康課
	自立支援サポート会議	介護健康課
	地域ケア会議	介護健康課

(表注) 正式名称は、たとえば、小牧市福祉有償運送運営協議会のように市町名が付されている場合もありますが、市町名について省略しています。(以下、この節の表において同じ。)

2 障がい福祉におけるネットワーク

障がい福祉に関するネットワークについては、自立支援協議会が中心となっています。協議会の設置については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3により努力義務とされています（表1-8）。

表1-8 障がい福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	障害者自立支援協議会	障がい福祉課 (社協委託)
岩倉市	地域自立支援協議会	福祉課
大口町	障がい福祉調整会議	福祉こども課
扶桑町	自立支援地域協議会	福祉児童課

3 児童福祉におけるネットワーク

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2により、要保護児童対策地域協議会の設置は、努力義務とされています。また、「子ども・子育て会議」等の合議体の設置は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条により、努力義務とされています（表1-9）。

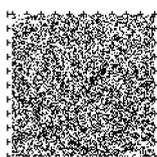


表 1-9 児童福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	子ども・子育て会議 利用者支援会議 要保護児童対策地域協議会 アニバーサリー事業連絡調整会議 発達障がいを持つ子どもとその親への支援のあり方部会	こども政策課 子育て世代包括支援センター 子育て世代包括支援センター 子育て世代包括支援センター 保健センター
岩倉市	子ども・子育て会議 要保護児童等対策地域協議会	子育て支援課 福祉課
大口町	子ども・子育て会議 要保護児童対策地域協議会 保育所運営委員会	福祉こども課 福祉こども課 福祉こども課
扶桑町	子ども子育て会議 要保護児童対策地域協議会 保育所運営委員会	福祉児童課 福祉児童課 福祉児童課

4 生活困窮者支援におけるネットワーク

市は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条により支援会議を設置することができるかとされています（表1-10）。

大口町及び扶桑町については、愛知県福祉局尾張福祉相談センターと連携していません。

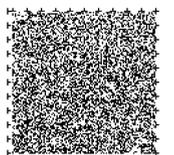


表 1-10 生活困窮者支援におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	生活困窮者自立支援会議	福祉総務課
岩倉市	支援調整会議	福祉課
大口町	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	福祉こども課（県尾張福祉相談センター）
扶桑町	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	福祉児童課（県尾張福祉相談センター）

5 地域見守りの緩やかなネットワーク

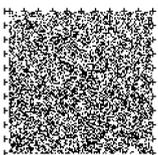
民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条により、民生委員協議会は必置です。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条により民生委員は、あわせて児童委員に充てられることから、各市町とも民生委員・児童委員の協議会とされています（表1-11）。

これらの地域の見守りの緩やかなネットワークは、高齢者ひとり暮らし、高齢者夫婦のみ世帯、8050世帯、親なき後のひとり暮らし障がい者などの増加により、ますます重要となってくると考えられます。

地域の見守りのネットワークにおいては、個人情報保護との関連で、思うように活動を展開することが難しいとの課題があるとの声がありますが、ひとり暮らし高齢者などの本人が、地域の見守りネットワークを信頼して、自ら個人情報を委ねるような関係性の構築を目指した活動が期待されます。

表 1-11 地域見守りの緩やかなネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	地区民生委員・児童委員連絡協議会	福祉総務課
	自殺対策推進協議会	保健センター
	自殺対策庁内連絡会議	保健センター
	うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議	保健センター
岩倉市	民生委員児童委員協議会	福祉課
	高齢者地域見守りに関する連絡会	長寿介護課



岩倉市	高齢者等地域におけるサロン活動支援 高齢者地域見守り協力に関する協定 岩倉団地自治会見守り隊	長寿介護課（社協委託） 長寿介護課 長寿介護課
大口町	民生委員・児童委員協議会 高齢者地域見守り会議	福祉こども課 健康生きがい課
扶桑町	民生委員・児童委員協議会	福祉児童課

6 その他のネットワーク

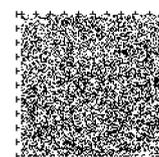
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

2014（平成26）年の介護保険法改正により、2015（平成27）年度から市町村が行う事業として、地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、在宅医療・介護連携ネットワークの推進が進められています。

その情報ツールとしてICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））を活用したネットワークがあり²¹、医療関係事業所、福祉関係事業所が参加し、情報を共有し在宅生活のために活用しています。

尾張北部権利擁護支援センターもそれぞれのネットワークに参加しています。

²¹ 「こまきつながるくん連絡帳」（小牧市）、「岩倉のんぼりネット」（岩倉市）、「びーよんネット」（大口町、扶桑町）があります。



第2章 国の基本計画に照らした課題

第1節 第一期計画における地域連携ネットワークの取組

1 第一期計画で求められている取組

国は、第一期計画において、2021（令和3）年度までに市町村が権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのために、取り組むべきこととして、次の3点を求めています。

- 1 中核機関の設置
- 2 権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）
- 3 早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）

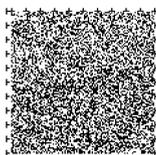
当区域において、これらの取組は、どこまでできているのか確認をします。

（1）中核機関の設置

当区域においては、2018（平成30）年に設置した尾張北部権利擁護支援センターを、2020（令和2）年度から中核機関と位置づけています。

中核機関には、図2-1に示すように「①普及啓発・研修」から「⑥後見業務支援・後見業務」に至るまで幅広い役割が期待されています。

尾張北部権利擁護支援センターは、中核機関の位置づけが与えられる以前から、「成年後見制度の利用が必要な人に、確実に、適切に利用につなげる」ということを目標において、業務を行ってきています。これは、国が目標のひとつとして「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」とされたことに通じます。



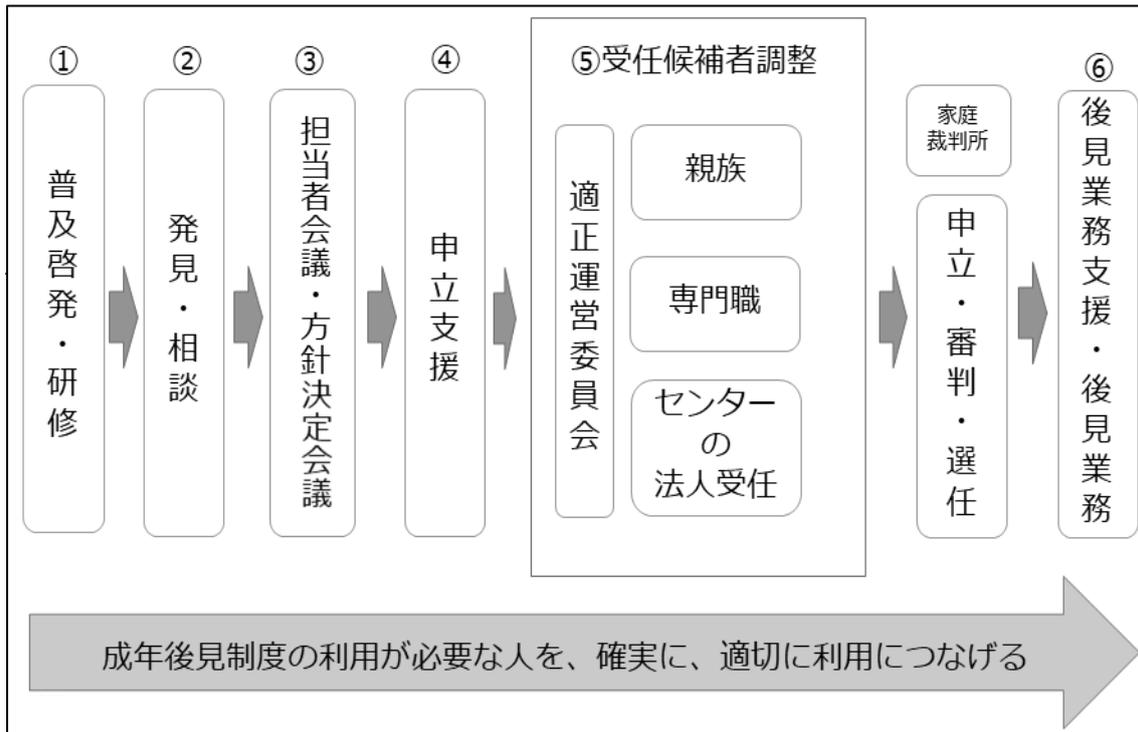


図 2 - 1 中核機関の役割 尾張北部権利擁護支援センター作成

(2) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）

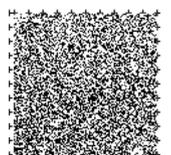
中核機関のひとつめの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）」（前掲図の①）があります。

広報機能については、尾張北部権利擁護支援センターは、同センターのパンフレット及び相談案内（巡回相談）リーフレットを作成し、各市町を通じて配布するとともに民生委員協議会や老人会等各種会合で配布しています。また、研修会を広報の機会としても重視しており、参加者募集のチラシは、関係機関約400箇所毎に送付するとともに、研修を通じて相談事業の紹介をしています。

このような研修を通じた啓発・普及活動が、権利擁護支援の必要な人の発見・支援につながるよう一層の取組が必要です。

(3) 早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）

中核機関のふたつめの役割として、「早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談



機能)」（前掲図の②）があります。事態が深刻化してからの相談は、本人の苦痛が増すほか、対応の選択を狭め、より保護的な対応（施設入所など）をとらざるを得なくなることから、早期の段階からの相談を受けることが望ましいとされています。

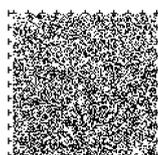
尾張北部権利擁護支援センターでは、成年後見制度の利用支援が主たる業務ですが、成年後見制度を利用することを決める前の段階から、当事者や家族に認知症、知的障がい、精神障がいのある人がいるならばすべて相談してほしいと研修等の機会を通じて、行政・関係機関に働きかけており、成年後見制度利用の検討の有無にかかわらず、判断能力に心配のある方については相談を受けています。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組

国は、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのために、まず3つの取組（①中核機関の設置、②広報機能、③相談機能）を行うよう全国の市町村に求めています。当区域においては、尾張北部権利擁護支援センターを中核機関と位置づけ、3つの課題についてはすでに取り組んでいるところです。

しかしながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークに関しましては、そもそも権利擁護支援とは何かということや権利擁護支援の必要性について、地域住民を含め専門職であっても十分な理解がされているとは言いがたいものがあります。また、地域連携ネットワークに関しましてもそのイメージがまだ確立しておらず、関係者においてもイメージが共有されている状況にはありません。

次節で述べる第二期計画に即して、さらに権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組を進める必要があります。



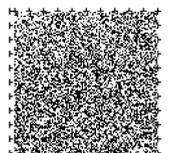
第2節 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

第1項 国の第二期計画の構成

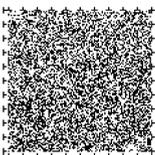
国の第二期計画の構成は、表2-1のとおりとなっています。

表2-1 国の第二期計画の構成

はじめに
1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け
2 新たな基本計画の必要性
3 第二期計画の対象期間
I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり
2 今後の施策の目標等
(1) 目標
(2) 工程管理
II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
(2) 総合的な権利擁護支援策の充実
① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化
② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討
③ 都道府県単位での新たな取組の検討
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透



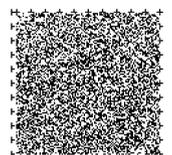
- ② 様々な分野における意思決定支援の浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ② 後見人等に関する苦情等への適切な対応
 - ③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等
 - ④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ① 成年後見制度支援信託及び成年後見制度支援預貯金の普及等
 - ② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組
 - ③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組
 - ④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果
 - ⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討
- (4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - －尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
 - ① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨
 - ② 地域連携ネットワークのしくみ
 - ③ 権利擁護支援を行う3つの場面
 - ④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割
 - (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能
 - －個別支援と制度の運用・監督－
 - ① 地域連携ネットワークの機能の考え方
 - ② 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能
 - (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - －連携・協力による地域づくり－
 - ① 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方
 - ② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）
 - ③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進



- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
 - ① 基本方針
 - ② 市町村による「包括的」な支援体制の構築
 - ③ 都道府県による「多層的」な支援体制の構築
 - ④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
 - ① 基本方針
 - ② 周知・広報等に関する取組
 - ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - ① 基本方針
 - ② 市民後見人の育成・活躍支援
 - ③ 法人後見の担い手の育成
 - ④ 専門職後見人の確保・育成
 - ⑤ 親族後見人への支援
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - ① 基本方針
 - ② 市町村長申立ての適切な実施
 - ③ 成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - ① 基本方針
 - ② 市町村による行政計画の策定
 - ③ 都道府県による取組方針の策定
- (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ① 基本方針
 - ② 都道府県の機能強化
 - ③ 市町村への具体的な支援内容
 - ④ 都道府県自らの取組の実施



第2項 国の第二期計画の基本的な考え方

第二期計画の基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」の3点が掲げられています。

1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

権利擁護支援とは、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」とされています²²。

また、地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである」とされています²³。

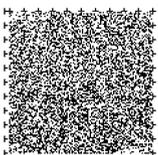
さらに、成年後見制度を誰もが利用する可能性のあるものとして、その利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されることにより他のさまざまな支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくり、地域共生社会の実現という目的に資するものとされています。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

この項目では、成年後見制度を利用する人が、尊厳をもった本人らしい生活を継続することができるよう、①財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること、②成年後見制度を利用

²² 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」 P.4

²³ 同上 P.3

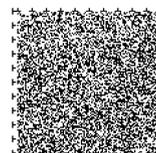


することの本人にとっての必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮し適切に成年後見制度を活用すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策²⁴を総合的に充実させること、④任意後見制度、保佐・補助類型の活用、⑤不正防止策の推進が掲げられています。

3 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

この項では、権利侵害からの回復を進める上で、家庭裁判所や法律専門職が重要な核のひとつであることから、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護などを適切に受けられるようにしていく必要があるとされています。

²⁴ 第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策として、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援制度、身寄りのない人等への生活支援等サービス、意思決定支援の取組等に言及しています。P.8-9



第3節 当区域における地域連携ネットワークづくりの現状

国が、第二期計画及びその策定経過で発表された中間とりまとめ²⁵において示した取組方針などを参考として、当区域の現状を確認します。確認に当たって、先行事例である尾張東部圏域及び当該地区の中核機関である尾張東部権利擁護支援センターの状況を適宜参照します。

第1項 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

1 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

第一期計画におけるネットワークづくりは、中核機関による広報・相談を中心にしたものでしたが、第二期計画においては、中核機関のコーディネート機能を強化し、地域における互助、司法との連携・協力推進体制を強化し、権利擁護支援の機能を強化することが求められています。

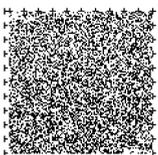
地域共生社会のための包括的な支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持ちながら、地域における多様な分野が主体的に関わる包括的なネットワークにしていく取組をしていくこと、さらには、権利擁護支援を必要とする人の世帯で家族として様々な課題を抱えていることもあり、複合的な生活課題に対応するため圏域単位での取組を行うことも示されています。

地域での連携を深めるための具体的な手法として、まず、市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行うとされています。

また、権利擁護支援についての理解、地域連携ネットワークについてのイメージが共有されていない状況ですので、これらについてしっかりと確認し、共有していく場を作っていく必要があります。

【課題1】現状、尾張北部権利擁護支援センターでは、行政・福祉職、住民向けの研修会は積極的に行っていますが、地域組織・司法関係者向けの研修は実施できていません。

²⁵ 厚生労働省「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815823.pdf>を適宜参照しています。



【課題2】権利擁護支援の理解、地域連携ネットワークについてのイメージの共有が十分になされていません。

2 担い手の確保・育成等の推進

第二期計画において、多様な担い手の確保・育成の推進は、優先して取り組む事項として取り上げられています²⁶。

全国的に専門職後見人候補者の確保が課題になっていますが、当区域においても専門職後見人候補者が少ない²⁷ということもあり、現状、市長・町長申立て時においても成年後見人候補者を確保するのに困難が生じている状況があります。今後、制度利用の利用者が増えるなかで、さらに後見人候補者の不足が見込まれています。

後見人候補者を確保する方策としては、①市民後見人の育成・活躍支援、②法人受任する法人の育成、③親族後見人の支援、④専門職後見人の支援の4つを上げることができま

(1) 市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人の育成・活躍支援については、単に、担い手不足を補う後見人候補者としてではなく、①本人に寄り添った適切な支援の確保、②市民による社会参加・社会貢献、③地域住民が地域住民を支える地域共生社会の互助の一翼を担う意味でも、その推進が求められているところです。

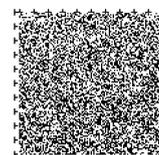
しかしながら、市民後見人の育成・活躍支援については、十分な準備と持続的な体制が必要です。尾張東部圏域においては、すでに3期6年にわたり養成研修を実施しており、19人の市民後見人を生んでいます。市民後見人の養成研修をスタートしてからも、実際に市民後見人として活躍するには複数年かかると考えられますので、現状の後見人候補者の充足状況を考えると早期の取組が必要と考えられます。

【課題】市民後見人の養成事業が実施できていません。

(2) 法人後見の担い手の育成

²⁶ 第二期計画 P.50

²⁷ 2021（令和3）年11月1日開催、愛知県ほか主催「令和3年度成年後見制度利用促進会議」愛知県報告資料による。



継続的な支援、頻回な支援など法人後見でなくては難しいケースが一定数あります。尾張北部権利擁護支援センターは、中核機関としての役割に重点をおいているため、法人受任は法人受任ガイドライン²⁸を定め、限定的に受任することとしています。

尾張東部権利擁護支援センターは、同様に法人受任ガイドラインにそって限定的に受任していますが、当区域に比べて、人口 10 万人あたりの法人受任案件は 12.6 件と、当区域が 1.5 件であるのと比較して約 8 倍の受任をしています。この点、当区域において、法人後見ニーズを十分に拾い上げられているか検討が必要です。なお、尾張東部圏域も同様に区域内において他に法人受任する法人はありません。

表 2-2 尾張北部権利擁護支援センターと尾張東部権利擁護支援センターの法人受任件数

	対象人口	2018 (平 30)	2019(令 1)	人口 10 万人当
尾張北部	26 万人	3 件	4 件	1.5 件
尾張東部	46 万人	54 件	58 件	12.6 件

※各年度末（出所：各センターから聴取）

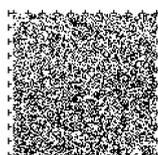
第二期計画では、法人後見の担い手の育成について、社会福祉協議会による法人受任に期待するとともに、社会福祉協議会以外法人後見の担い手の育成する必要があるとしています²⁹。

現時点で当区域では、当センター以外の法人受任はありません。法人受任のニーズに対応するため、県内の他地域では進められている社会福祉協議会による法人受任について実施を検討するとともに、その他の社会福祉法人等による法人受任についても取組の検討が必要です。

【課題】尾張北部権利擁護支援センターが限定的に法人受任をしています。法人受任のニーズに応えていないおそれがあります。法人受任の受け皿を広げるために、他の法人（社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、NPO法人等）による法

²⁸ 個人で受任するのが困難なケースであって福祉的支援が求められるケースなど、尾張北部権利擁護支援センターが法人受任する場合を限定的に規定しています。

²⁹ 第二期計画 P.54



人受任の促進について検討が必要です。

(3) 親族後見人の支援

本人のニーズや課題に照らして、身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合にはできるだけ親族後見人を選任する方向が示唆されています³⁰。

一方で、親族後見人は、専門家ではないため、財産管理、身上保護等の後見実務において相談・助言を必要とすることがありますが、その相談先として、中核機関である尾張北部権利擁護支援センターの存在が十分認知されていない状況があります。

【課題】親族後見人の相談先として、尾張北部権利擁護支援センターが十分に認知されていません。

(4) 専門職後見人の確保・育成

尾張北部権利擁護支援センターでは、経験の少ない福祉職や福祉関係者との関わりが少ない法律職に対して、後見事務に関連して助言等を行っていますが、計画的・系統だった確保・育成の形とはなっていません。

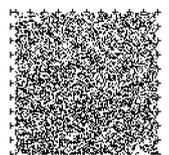
【課題】経験の少ない専門職への後見事務の指導・助言を行い専門職後見人等の確保に努めていますが、個別的であり、計画的・系統だった育成とはなっていません。

3 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携

愛知県社会福祉協議会が実施主体となっている日常生活自立支援事業は、市町村社会福祉協議会等に委託されて運営されています。人口10万人当たりの利用者数を比較すると、他の都道府県との比較において全国が45.3人、愛知県全体が35.2人であり、利用者数は多くありません。名古屋市が63.7人であるのに比べ名古屋市を除く愛知県は22.8人と少ない状況です。また、当区域4市町における実施状況は、愛知県全体の水準とほぼ同じです³¹（表2-3）。

³⁰ 第二期計画 P.13, P.51

³¹ 大口町においては、日常生活自立支援事業に加えて、大口町社会福祉協議会の単独事業として要援護者への支援事業（総合福祉相談）を実施しています。



成年後見制度の利用実績と比較しても、当区域の日常生活自立支援事業契約者数は83人であり、成年後見制度利用者数254人の約3分の1となっています。

表2-3 日常生活自立支援事業契約者数及び成年後見制度利用者数

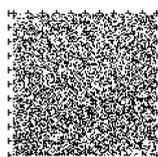
市町等	対象人口 A	日常生活 自立支援 事業契約 者数 B	人口10万 人当 C	成年後見制度 利用者数 D	人口10万 人当 E
小牧市	151,920	48	31.6	124	81.6
岩倉市	47,920	23	48.0	60	125.2
大口町	24,310	8	32.9	27	111.1
扶桑町	34,920	4	11.5	43	123.1
当区域合計	259,072	83	32.0	254	98.0
名古屋市	2,293,459	1,461	63.7	2,966	129.3
愛知県(名古屋 市除く)	5,249,396	1,197	22.8	6,853	130.6
愛知県全域	7,542,855	2,658	35.2	9,819	131.7
全国	124,410,000	56,761	45.3	232,287	186.7

※対象人口は、2021（令和3）年4月1日、単位は人。日常生活自立支援事業契約者数は2021（令和3）年3月31日現在（愛知県社会福祉協議会提供資料）、成年後見制度利用者数（任意後見含む）は、2020（令和2）年12月31日現在（名古屋家庭裁判所提供資料）。

【課題】成年後見制度のみならず、権利擁護支援のツールとしての日常生活自立支援事業の活用をさらに促進することが望ましいと考えられます。

4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化



①広報及び相談の機能強化

現時点では、認知症、知的障がい、精神障がいのある人にかかる相談、検討の場面では、尾張北部権利擁護支援センターが積極的に関わり、成年後見制度やその他権利擁護支援にかかる助言をしつつ関係機関の連携のコーディネートを行っています。

今後、身近な相談機関を一次相談窓口とすることも考えられますが、本人を取り巻く関係者が、権利擁護に関するニーズに気づくことが必要です。

【課題】相談件数の増加にともない、一次相談、二次相談の段階的相談体制を検討する必要がありますが、一次相談での権利擁護課題の見落としがないようにする必要があります。

②受任者調整及び後見人支援の機能強化

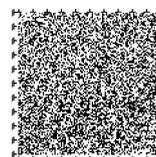
受任者調整について、後見人等は家庭裁判所が審判により選任するものでありますが、第二期計画の中では、より本人の生活上の課題と地域の実情を承知している市町村から受任候補者を推薦することが求められています。当区域においては、尾張北部権利擁護支援センターの適正運営委員会³²を活用し、受任候補者調整を行っており、一部実施済みですが課題も残っています。たとえば、適正運営委員会では現状専門職種まで審査し推薦する候補者については専門職団体や適正運営委員会委員との調整によります。また、調整する案件については、市長・町長申立てに限定しています。

後見人等支援について、家庭裁判所がこれまで成年後見制度の監督機関として担ってきた役割を、「監督」と「指導・助言」に分け、指導・助言にあたる部分については、中核機関に委ねようとするものです。

福祉的課題のある場合や地域の実情に関連して助言が必要な場合があり、基本的には中核機関が後見人支援を充実することは必要だと考えられ、尾張北部権利擁護支援センターにおいても行っていますが課題もあります。

【課題1】受任候補者調整の対象について、国は市町村長申立てに限定していませんが、当区域では、現時点で、市長・町長申立ての案件に限っています。

³² 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士の5人の専門職及び4市町の担当課長の9名により構成しています。偶数月に開催。受任候補者調整のほか、法人後見受任の可否の決定、法人後見事務についての助言、その他、法人事業の適正な運営についての助言を行っています。



【課題 2】 適正運営委員会における受任候補者調整は、専門職の種別（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士等）までであり、個別の人選は、適正運営委員との調整又は専門職団体の調整に委ねています。

【課題 3】 尾張北部権利擁護支援センターの職員は、社会福祉士であり、相談・助言できる専門分野が限られています。

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

第二期計画においては、さらに中核機関のコーディネート機能を強化して地域連携ネットワークの機能強化を推進するとされています。

地域連携ネットワークの対象を福祉の支援者のみならず、地域（互助に関わる住民組織等）や司法の関係者を含めて広げていこうというものです。しかしながら、地域連携ネットワークが何を目指し、具体的にどのように機能していくことが期待されているのか、そのイメージができあがっていません。

そのイメージを共有するためには、連携の実践例の積み重ねが必要であると考えられます。

【課題 1】 地域住民への働きかけ、司法による支援についての取組は現状は十分ではありません。連携の実践例を積み重ね、地域連携ネットワークのイメージを共有していくことが当面の課題となっています。

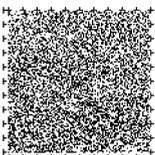
【課題 2】 地域住民、司法のみならず、地域での暮らしを考えれば、医療との連携も欠かせないと考えられますが、現状十分とはいえません。

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

成年後見制度の利用にあたって、生活困窮者も適切に利用できるよう成年後見制度利用支援事業があります。

特に、身寄りのない人など親族後見が期待できない人については、専門職後見人を依頼することになりますが、報酬の見通しがたたないと専門職が後見人として就任することは難しく、その場合本人が適切に後見制度が利用できなくなり、権利侵害からの回復を支援することができないこととなります。

その意味で、成年後見制度利用支援事業は成年後見制度の利用を必要とする人にそ



の利用を担保するために必要なものです。成年後見制度利用支援事業については、市長・町長申立て以外の場合も対象とすることや所得・資産要件を設けないことなどを国は求めているため、当区域においても要件の見直しの検討が必要です。

国は、第二期計画において、成年後見制度利用支援事業が全国的に適切に実施される方策を検討するとともに同事業に対する補助事業についても必要な見直しの検討をすとしてしています。

【課題】成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度利用できるよう、成年後見制度利用支援事業について国の動向をふまえ見直しの検討を進めることが必要です。

虐待等による権利侵害があった場合、市町村には、老人福祉法第 11 条等の措置の権限を用い適切に対応するとともに、成年後見制度の市町村長申立ての適切な実施が求められています。

過去の市長・町長申立ての実績は、表 2-4 のとおりです。2018（平成30）年は尾張北部権利擁護支援センター設置をきっかけに、市長・町長申立てが増えています。岩倉市においては、ひとり暮らし高齢者、身寄りのない高齢者が多く、人口に比して、市長申立てにつながるが多くなっていると考えられます。

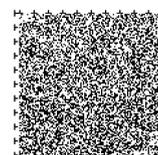
【課題】市長・町長申立てが、事案によっては、成年後見制度の利用の必要性に照らして、適時、適切に行われているかどうかの振り返りも必要と考えられます。

表 2-4 市長・町長申立ての実績（各年度）

市町村名	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
小牧市	1	2	10	5	2
岩倉市	5	4	8	4	6
大口町	0	0	1	0	0
扶桑町	0	0	0	0	1
区域合計	6	6	19	9	9

(4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

国において、行政・福祉と司法との連携のあり方についてはさらに検討を進められて



いるところですが、中核機関として期待されている後見人等の指導・助言等に関連して、今後、情報交換等の連携を強化することが求められます。

(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組

尾張北部権利擁護支援センターにおいては、適正運営委員会を通じて専門職との連携はできていますが、必ずしも当該専門職団体との組織的連携をとり、地域連携ネットワークの取組につながるような状況には現時点でなっていません。

(6) 新たな連携・協力体制の構築

国は、身寄りのない人等への生活支援等サービス（簡易な金銭管理、意志決定支援に関する取組、その他各種の生活支援サービス）、身元保証など公的な制度の隙間を埋める取組がなされていますが、一部に運営方法等が不透明であるとの指摘があるとして、誰もが安心して利用できるような取組を検討していく必要があるとの認識です。

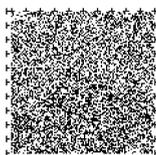
各地の社会福祉協議会等にあっては、身寄りのない人等の安心サービス事業として新たな取組をはじめているところがあり、当区域内でも同様の課題に対して新たな社会資源の検討をすることが望ましいと考えられます。

【課題】身元保証や生活支援にかかる新しいサービスについて、現状のニーズの把握、対応が十分ではありません。

第2項 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

1 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

国は、「意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意志決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現に適うことになる」として、意思決定支援の理念の浸透を推進するための取組が



必要であるとしています³³。

その際、成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透だけでなく、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い、さまざまな分野における関係者にも意思決定支援の理念の浸透を図るべく、研修等を通じて継続的に普及啓発を行う必要があるとされています。

意思決定支援については、各種マニュアル、ガイドライン等が提供されていますが、まだまだ研修等の実施は国・都道府県において実施されているレベルですので、今後、尾張北部権利擁護支援センター等が中心になり、地域での研修機会を広げていく必要があります。

2 適切な後見人等の選任・交代の推進等

国において、本人の自己決定を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行われるよう後見人等が選任され、また、本人の状況等の変化をふまえて、後見人等が柔軟に交代できるよう検討が進められています。

家庭裁判所に対して、中核機関として尾張北部権利擁護支援センターが適切な候補者の推薦や本人のニーズ・課題や状況の変化に応じた調整、ならびに苦情対応等に協力・連携をしていきます。

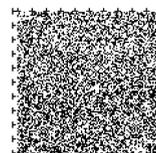
3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

後見類型に偏重されている制度運用をあらため、より本人の意思を尊重しやすい仕組みにシフトしていくことが求められています。

任意後見制度については、公証役場が要のひとつとなりますが、現時点で尾張北部権利擁護支援センターとは連携する場面が限られており、今後連携を深める必要があります。

また、任意後見制度の受け手として、国は、社会福祉協議会を例示しています。

³³ 第二期計画 P.11



第3章 権利擁護支援による地域共生社会実現の取組

第1節 本計画で掲げるめざす姿

第1項 基本理念

本計画でめざす「権利擁護支援による地域共生社会実現」のための基本理念を次のように定めます。

**認知症になっても障がいがあっても
安心して自分らしく
地域で共に暮らせるまちづくり**

それぞれの字句にこめられた考え方は、以下のとおりです。

(1) 「認知症になっても障がいがあっても」

区域に住む誰もが対象ではありますが、ここでは象徴的に「認知症になっても」「障がいがあっても」と表現します。

(2) 「安心して」

狭い意味の権利擁護となりますが、虐待や搾取などの権利侵害を受けることなく、また、生活困窮や不健康に悩まされることなく、たとえひとり暮らしであっても安心して暮らせることを目指します。

(3) 「自分らしく」

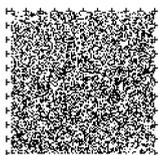
周りの者（家族や支援者）の都合ではなく、可能な限りこれまでの本人の生活の仕方、人生を大切に暮らすことができることを目指します。

(4) 「地域で共に暮らす」

それまで共に暮らしてきた地域の仲間や知人とのつながりを大切に、その人らしい生活を継続することができるよう地域共生社会を目指します。

(5) 「まちづくり」

ひとりひとりを「安心して自分らしく地域で共に暮らせるよう」個別支援をしていく



とともに、そのことができるだけ実現可能となるような地域の体制づくり(まちづくり)をしていくことを目指します。

第2項 尾張北部権利擁護支援センターの位置づけ

1 4市町の共同設置によること

尾張北部権利擁護支援センターは、4市町による共同設置の機関であることが大きな特徴です。

4つの市町は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体ですが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、尾張北部権利擁護支援センターを共同設置することでより効果的に達成することができるとして、共同で事業に取り組んでいます。

先進の尾張東部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられます。

2 中核機関であること

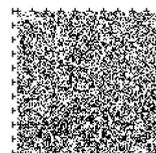
4市町の自主的な事業としてスタートした尾張北部権利擁護支援センター設置事業ですが、国において、成年後見制度利用促進法が成立し、第一期計画が策定され、中核機関として国の施策に位置付けられた機関とされたことの意義は大きいといえます。

国が、第一期計画、第二期計画において、中核機関としての役割を掲げていますので、必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられます。

3 NPO法人であること

4市町が新しく権利擁護支援センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、特定非営利活動法人(通称、NPO法人)とした意義を確認します。

特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定されています。

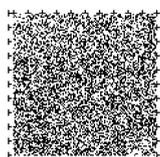


特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人ですが、収益を構成員に分配することが認められません。収益事業を行うことはできますがその事業で得た収益は、さらに社会貢献活動に充てなければなりません。

簡単にいえば、市民（住民）が社会貢献のために集う法人です。法人の構成員は、会費を払う正会員ですが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人です。

行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものです。この点、たとえば、尾張北部権利擁護支援センターが行う法人後見事業は、法人後見そのものが、行政のなすべき仕事とされていないため委託事業ではなく、法人の自主事業となっています。

現在、行政の仕事とされていない事業で、権利擁護支援に必要でありながら収益性の点から民間で参入しづらい事業について、経過的に尾張北部権利擁護支援センターの自主事業として取り組むことも考えられます。



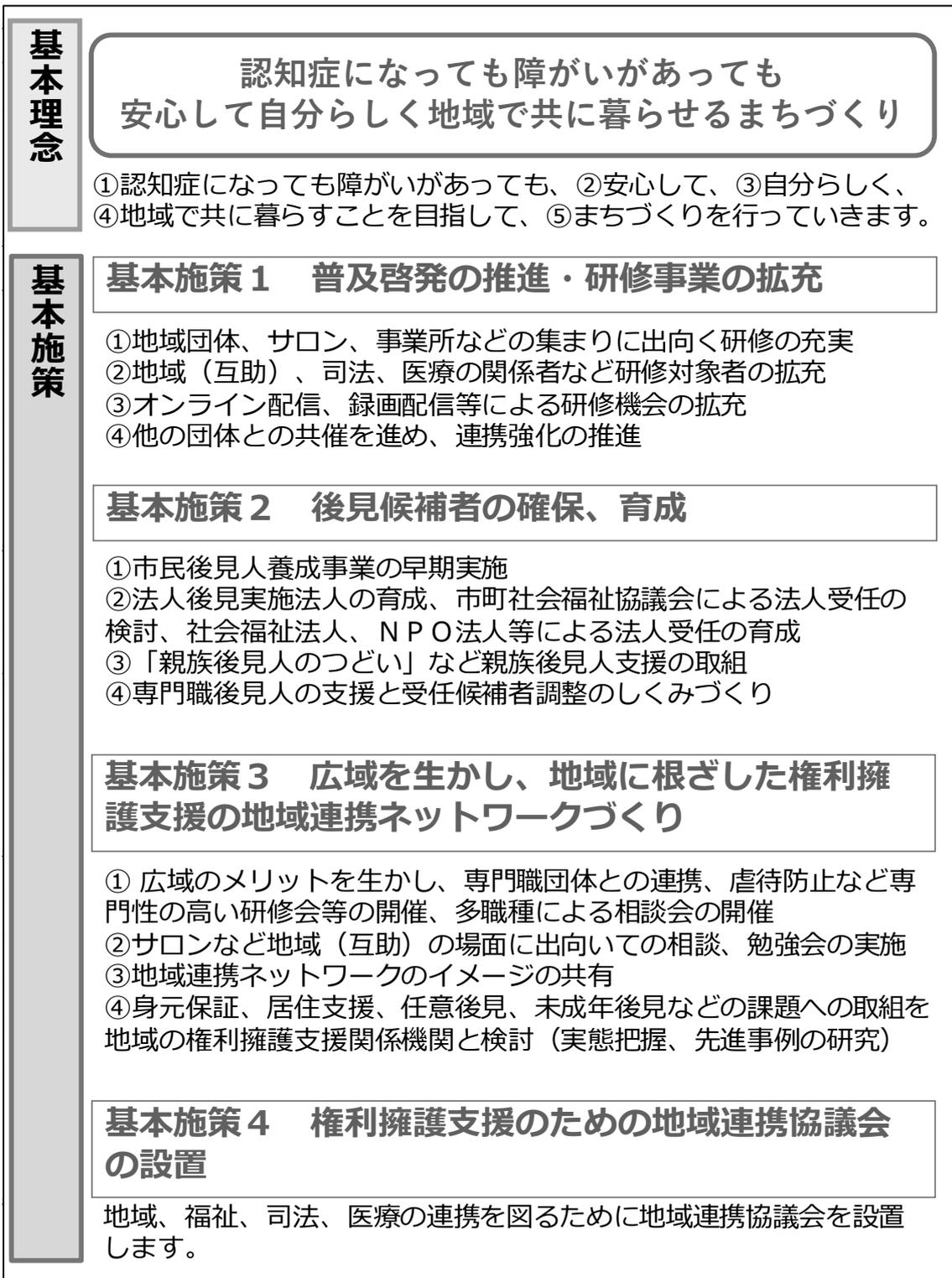
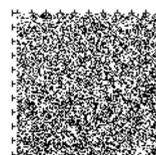


図3-1 基本理念と基本施策



第2節 基本施策

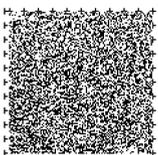
基本施策1

普及啓発の推進・研修事業の拡充

普及啓発の一層の推進が求められています。普及啓発に有効な手法は、講演会や研修会の開催を通じて、権利擁護や成年後見制度について理解を深めていただくことです。

これまでも、尾張北部権利擁護支援センターにおいては、研修事業に積極的に取り組んできましたが、さらに次のような観点から研修事業の機会や対象を広めていく取組を行います。

- 地域団体、サロン、事業所などの集まりに出向いていく研修機会を増やします。
- 地域（互助）、司法、医療の関係者など、研修の受講対象者を広げていきます。
- オンライン配信、録画配信等により、研修機会の拡充を図ります。
- 他の団体との共催をすることで、連携の強化も進めます。



基本施策 2

後見候補者の確保、育成

当区域は、後見人となりうる専門職が比較的少ない地域であり、市民後見人の養成、法人後見実施法人育成の取組が求められます。

市民後見人養成事業は、後見候補者の確保ということに限らず、地域共生社会の実現のためにも必要な事業として、第二期計画の中でも、優先して取り組むべき事項のひとつとして位置づけられています。

市民後見人養成事業は、広域のメリットを生かせる事業でもあり、実施に向けた検討を進めます。

市町の社会福祉協議会は、成年後見制度と並ぶ権利擁護支援の事業である日常生活自立支援事業を実施しており、成年後見制度と一体的な事業運営も可能であることから、国や全国社会福祉協議会³⁴から法人受任への積極的な取組が期待されています。県内の市町社会福祉協議会でも法人受任の実績がありますので、当区域の社会福祉協議会においても法人受任を進められないか、検討していきます。

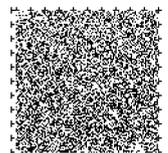
また、他の社会福祉法人、NPO法人、親の会などによる法人受任も期待されているところですので、法人後見実施法人の育成についても検討を進めます。

親族も重要な担い手であり、親族後見人支援も重要な取組課題です。「親族後見人のつどい」など、親族後見人支援につながる具体的な事業を検討します。

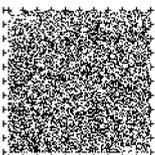
専門職後見人にも、各専門職団体と協力しながら、初任者等への支援を進め、専門職後見人のすそ野を広げる取組をします。

また、適切に受任候補者につなげることができるよう受任候補者調整の仕組みづくりを進めます。

³⁴ 第二期計画P.54および社会福祉法人全国社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて～地域での暮らしを支える意思決定支援と権利擁護（平成30年度日常生活自立支援事業実態調査報告書）」2019,P.47



- 市民後見人養成事業を早期に実施します。
- 市町社会福祉協議会による法人受任、法人受任実施法人（社会福祉法人、NPO法人等）の育成を検討します。
- 「親族後見人のつどい」など親族後見人支援の取組を進めます。
- 専門職後見人の支援と受任候補者調整の仕組みづくりを進めます。



基本施策3

広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

国の第二期計画では、中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関や体制であるとして、その役割として次のように記されています。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割

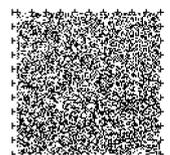
また、中間とりまとめにおいては、次のような役割にも触れられています。

- ・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任候補者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
- ・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。

これらを受けて、当区域においては、次のように権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていきたいと考えています。

4市町が広域で取り組んでいるメリットを生かすことで、単独市町では規模、費用の点で実施が難しい取組も、実施の可能性が高まります。具体的には、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会等の開催、多職種による相談会の開催などが考えられます。

また、権利擁護支援を必要とする人を早期に発見する取組の重要性に鑑みて、各市町のさまざまな見守りなどの地域づくりの取組に積極的に関わっていきます。尾張北部権利擁護支援センター等が、サロンなど既存の取組の場に出向いていき、権利擁護支援に

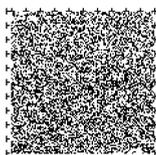


係る相談会や学習会などを開催することで、連携を強化していく取組を進めます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージがつかめないとの声が福祉関係者や専門職の間からも聞かれるため、具体的な実践事例を通してイメージの共有に努めていきます。

さらに、権利擁護支援の対象となる人や家族が抱える複合的な課題に対応していけるよう、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談センターなどとともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していきます。

- 広域のメリットを生かし、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会等の開催、多職種による相談会を開催します。
- サロンなど地域（互助）の場面に出向いての相談、勉強会を実施します。
- 地域連携ネットワークのイメージを共有できるよう働きかけを進めます。
- 身元保証、居住支援、任意後見、未成年後見などの課題への取組を、地域の権利擁護支援に関係する機関等と実態把握、先進事例の研究を進めます。



基本施策 4

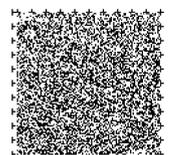
権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

地域、福祉、司法、医療の連携を図るために協議会を設置します。

この協議会は、第一期計画で、国が市町村に設置を求めているもので、権利擁護支援の地域連携ネットワークを形作るための協議を行います。

広域設置のメリットを生かし、中核機関である尾張北部権利擁護支援センターが事務局を担当し、地域の相談支援機関、専門職団体、民生委員など地域のネットワーク関係者が参加するもので、家庭裁判所にもオブザーバー参加を求めています。

この広域設置する地域連携協議会のもとに、これまで述べてきた当区域における権利擁護支援にかかる実態把握、地域連携ネットワークのイメージ共有等に資するため、地域の相談機関、社会福祉協議会、地域組織等が参加する円卓会議などを開催するなど、連携を深める取組をします。



第4章 計画の推進体制

第1節 育てていく計画

本計画にかぎらず、計画策定は、将来推計数値を用いる場合もありますが、法制度、国の方針、各地の先行事例など、どうしても計画策定時点における知見によることにならざるをえません。

成年後見制度の運用の見直しだけでなく、国が掲げる目的である地域共生社会への取組も各分野にまたがるだけに、次々に、各分野から新しい考え方、手法が提言されていきます。

したがって、本計画も、「育てていく計画」として、適宜、内容の見直しを図っていくものです。

第2節 実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画

本計画は、当区域における権利擁護支援のあり方について、基本的な方向性を確認するものであることから、具体的には、毎年度、尾張北部権利擁護支援センターにおいて作成する事業計画により計画的に実行していくこととなります。

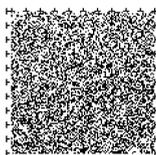
尾張北部権利擁護支援センターの事業計画は、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターの理事会において決定されるものですが、4市町による尾張北部権利擁護支援センター運営協議会において、予算も含めて事前の協議をふまえたものとなります。また、基本施策4の地域連携協議会の意見も反映されます。

第3節 進捗確認・推進の方法

本計画の進捗状況の確認は、地域連携協議会を組織し、行います。この組織は、基本施策4で示した地域連携協議会と同一です。

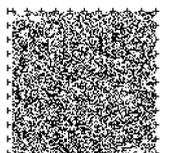
地域連携協議会の委員構成は、利用促進計画策定委員会に準じたものとし、毎年度2回をめぐりに開催します。

地域連携協議会においては、計画の進捗状況の確認や新施策の提言を行っていくものとしてします。



参考資料

- 1 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱
- 2 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿
- 3 小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告書
- 4 尾張北部権利擁護支援センターにおける相談内容のとりまとめ
- 5 用語集



参考資料 1

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における 成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 尾張北部権利擁護支援センターを共同設置する小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下、「関係市町」という。）が、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項に規定された市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進計画」という。）を各関係市町の行政計画として策定するにあたり、共同して関係市町の区域（以下、「尾張北部地域」という。）における課題の分析、施策の検討等を行い、成年後見制度利用促進計画の案を策定するため、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

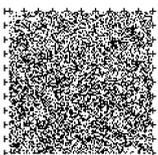
第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の案を策定すること。
- (2) その他、成年後見制度利用促進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員25名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 愛知県弁護士会から推薦された者
- (4) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部から推薦された者
- (5) 一般社団法人愛知県社会福祉士会から推薦された者
- (6) 市町社会福祉協議会の職員
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 障害相談支援事業所の職員
- (9) 居宅介護支援専門員の団体を代表する者



- (10) 高齢者施設の職員
- (11) 障害者施設の職員
- (12) 民生委員
- (13) 老人クラブに所属する者
- (14) 認知症支援者団体に属する者
- (15) 公募委員
- (16) 行政職員
- (17) その他委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から成年後見制度利用促進計画の策定が終了する日までの間とする。

(組織)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、尾張北部権利擁護支援センターにおいて処理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

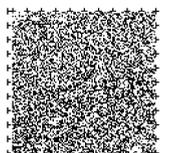
(小委員会)

第7条 委員会に、調査研究、資料収集、調整及び検討をするため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の運営に必要な事項は、本委員会の委員長が別に定める。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。



2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(委員の報酬)

第9条 第3条第16号及び第17号の者を除き、委員会に出席した場合における謝金は、予算の範囲内において支給することができる。

(雑則)

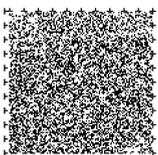
第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、2020（令和2）年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、2020（令和2）年9月1日から施行する。

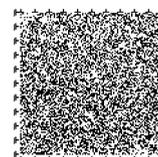


参考資料 2

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における
成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

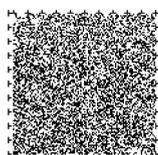
(敬称略)

NO.	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	朝倉 美江	金城学院大学教授
2	医師	日比野充伸	一般社団法人岩倉市医師会
3	愛知県弁護士会から推薦された者	宮本 英行	愛知県弁護士会
4	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部から推薦された者	野田 隆誠	成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
5	愛知県社会福祉士会から推薦された者	瀬瀬 光幸	成年後見研修委員会担当理事
6	市町社会福祉協議会の職員	宇野 千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議会事務局長
7	地域包括支援センターの職員	井上 健	社会福祉法人おおぐち福祉会
8	障害相談支援事業所の職員	小木曾眞知子	相談支援事業所アザレアフォルテ
9	居宅介護支援専門員の団体を代表する者	大野 充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
10	高齢者施設の職員	東 謙次	社会福祉法人高坂福祉会扶桑苑施設長
11	障害者施設の職員	中野 勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
12	民生委員	間宮 輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
13	老人クラブに所属する者	桜井 逸子	岩倉市老人クラブ連合会



14	認知症支援者団体に属する者	尾関 憲明	いわくら認知症ケアアドバイザー 会代表
15	公募委員	大島 和恵	小牧市在住
16	公募委員	中村 朋美	岩倉市在住
17	公募委員	倉知 静子	大口町在住
18	公募委員	間宮 進示	扶桑町在住
19	行政職員	山本 格史 浅野 秀和	小牧市福祉部障がい福祉課長
20	行政職員	富 邦也 石川 文子	岩倉市健康福祉部福祉課長
21	行政職員	服部 昭彦 前田 憲吾	大口町健康福祉部健康生きがい課 長
22	行政職員	小室 和広	扶桑町健康福祉部福祉児童課長

※行政職員の区分のうち2名記載のある場合は、上段の者が2020（令和2）年度の委員、下段の者が2021（令和3）年度の委員。



参考資料3 小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における
成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告書

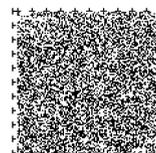
および

参考資料4 尾張北部権利擁護支援センターにおける相談内容のとりまとめ

については、尾張北部権利擁護支援センターのホームページに掲載しています。

<https://owarihokubu-kenriyogo.net/?p=8298>

次のQRコードからアクセスできます。



用語集

(50音順)

○アウトリーチ

困っていても困っていることを発信できない人、支援の必要性を感じていない人など、支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない人がいます。そのような人のところに、行政や相談・支援機関が、積極的に出向いて、働きかける支援のことをいいます。

○意思決定支援

本人が、自らの人生を自分らしく生きるためには、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をできる環境を整える必要があります。本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が意思決定をするための支援活動を、意思決定支援といいます。

○親なき後

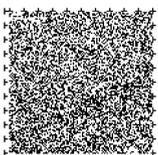
一般には、日常生活において、親のさまざまな支援を受けて暮らしている障がい者が、親の死後、生活上のさまざまな課題に直面することをいいます。現在では、高齢化が進み、親の死後に限らず、親が施設入所したり認知症が進んだりすることにより支援が継続できなくなる場合もあり、課題となっています。

○尾張北部権利擁護支援センター

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町が、共同で設置する成年後見制度の利用相談・支援機関です。2018（平成30）年度に設置され、2020（令和2）年度から当区域の中核機関として位置づけられました。

○権利擁護支援

狭義には、虐待・搾取などの権利侵害から守り被害回復を図ることをいい、広義には、幸福追求権（憲法第13条）により自分らしい暮らしの実現を図ること（積極的権利擁護）をいいます。



○後見・保佐・補助類型

法定成年後見制度において、本人の判断能力の程度を3つの類型に分け、判断能力を欠く常況にある場合を後見類型、判断能力を著しく欠く場合を保佐類型、判断能力が不十分な場合を補助類型としています。類型に応じて、申立て手続や後見人等に与えられる権限等がちがいます。

○互助

一般に、「自助・互助・共助・公助」と並べていわれます。自助は、自分のことは自分で守ること。互助は、相互に支え合う関係で、多くの場合、自発的なものであり身近な地域で形成されます。共助は、介護保険など社会保険制度（リスクを分担する仕組み）です。公助は、税による生活保護、高齢者福祉事業等の制度や仕組みです。

○市民後見人

地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人をいいます。中核機関等が、市民後見人候補者を養成し、家庭裁判所に推薦をし、選任後の市民後見人を支援していく仕組みが必要です。

○社会福祉協議会

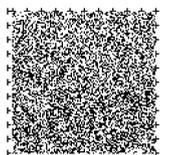
市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、などの事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体です。

○成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が、法律上の権限をもつ支援者を選任し、法律的に支援する制度。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づき、国が策定します。第一期計画は、2017(平成29)



年度から2021（令和3）年度までが計画期間であり、第二期計画は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度を計画期間となっています。市町村は、この計画をふまえて、市町村の区域における成年後見制度利用促進計画を策定することとされています。

○成年後見制度利用促進法

2016(平成28)年施行。成年後見制度が判断能力の不十分な人の権利擁護に資するものであるにもかかわらず利用が進んでいないことから、議員立法により制定されました。利用の促進にかかる理念、基本方針、国・自治体の責務を明らかにするもので、具体的な施策等については、成年後見制度利用促進基本計画に委ねられています。

○中核機関

成年後見制度利用促進基本計画において掲げられた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について、コーディネート（各部を調整し全体をまとめる機能）を担う中核的な機関や体制です。

○地域共生社会

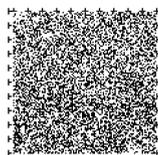
制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、社会福祉において、様々な分野の共通の目的となっています。

○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。日常的な金銭管理も、付随サービスとして行われます。都道府県・政令指定都市社会福祉協議会が実施主体ですが、実務の多くを市町村社会福祉協議会が担っています。

○認知症日常生活自立度

高齢者の認知症の度を踏まえた日常生活自立度の度を表すものです。



○ **8050（はちまるごーまる）**

80代の老親が、就職の失敗や退職等をきっかけに家にひきこもる50代の子ども
の生活を支えている状況を表すことばです。子どもが精神的疾患を抱えている場合も
あります。また、子どもが、親の年金等に経済的依存し、さらにはそれが度を超して
親が認知症等になっても必要とする医療や介護を受けられなくなるなど、多くの場合
複合的な課題を抱えています。

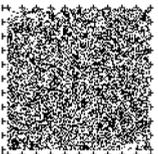
○ **法人受任**

成年後見人等には、個人（自然人）だけではなく法人もなることができます。法人
受任の場合、組織としての対応ができることなどから多くのメリットがあり、国の計
画でも法人受任をする法人の育成、支援が求められています。

○ **未成年後見制度**

未成年者の場合は、通常は親が親権者として、本人のために法的な保護を行って
います。親権者が死亡・行方不明等のため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、
家庭裁判所は、申立てにより、未成年後見人を選任します。





小牧市成年後見制度利用促進計画

令和4年3月発行

発行者 小牧市

編集 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電話 0568-76-1127 FAX 0568-76-4595

